

国内線着陸料

１．算出方法

ターボジェット機の場合

国内線着陸料（ターボジェット機）は、次の(i)と(ii)の合計額となります。

- (i) 航空機の最大離陸重量（MTOW）を、それぞれ次の各級に区分し、順次に各料金率を適用して計算した金額の合計額

区分	料金率（円/t）
①25t 以下	1,100
②26t～100t	1,500
③101t～200t	1,700
④201t 以上	1,800

- (ii) $3,400\text{円} \times (\text{航空機の離陸測定点及び進入測定点における騒音値の相加平均値} - 83)$

※騒音値の単位はEPNdbとし、1EPNdb未満は1EPNdbとして計算する。

ターボジェット機以外の航空機の場合

国内線着陸料（ターボジェット機以外の航空機）は、航空機の最大離陸重量を、それぞれ次の各級に区分し、順次に各料金率を適用して計算した金額の合計額となります。

- (a) 重量が6t以下の場合：一律1,000円

- (b) 重量が6tを超える場合：6t以下は一律700円、7t以上は590円/t

２．軽減措置の適用

以下に該当する航空機は、上記により算出された金額に各軽減率を乗じた金額となります。

	対象	軽減率
①	新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港以外の飛行場を離陸した航空機	2/3 ※
②	直前に沖縄島に所在する空港を離陸した航空機	5/6 (1/6)※
③	直前に離島に所在する飛行場を離陸した航空機	2/3 (1/6)※

※ ①・②の()内・③の()内の軽減率は、他人の需要に応じ、有償で旅客または貨物の運送を行う場合に適用されます。また②、③はターボジェット機に対する軽減率です。

- 備考 (1) 国内線着陸料は、算出された合計額が 3,500 円（回転翼航空機の場合は2,000円）に満たない場合には、最低着陸料の3,500円（回転翼航空機の場合は2,000円）が適用されます。
- (2) 国内線着陸料には、別途消費税および地方消費税が加算されます。
- (3) 料金の計算に使用する重量（最大離陸重量）の単位はトンとし、1トン未満は、1トンとして計算します。ヤードポンド法による計量単位により重量が表示されているときは、1,000ポンド当り 0.45359243トンとして換算します。

< 国内線着陸料の算出例 >

例： 機種：B777-200（ターボジェット機）

・最大離陸重量：276 t

・騒音値 離陸時：90.2/進入時：97.8 の場合

（i） 航空機の最大着陸重量（MTOW）をそれぞれ次の各級に区分し、順次に各料金率を適用して計算した金額の合計額

段階	区分	料金率	計算式	累計	金額
①	25 t 以下	1,100 円	1,100 円/t × 25 t	25 t	27,500 円
②	26 t ～100t	1,500 円	1,500 円/t × 75 t	100 t	112,500 円
③	101 t ～200t	1,700 円	1,700 円/t × 100 t	200 t	170,000 円
④	201t 以上	1,800 円	1,800 円/t × 76 t	276 t	136,800 円

27,500+112,500+170,000+136,800=446,800

（ii） 航空機の離陸測定点及び進入測定点における騒音値の相加平均値 を適用して計算した金額

$(90.2+97.8) \times 1/2 = 94\text{EPNdb}$

$3400\text{円} \times (94-83) = 37,400\text{円}$

着陸料合計：（i）446,800+（ii）37,400=484,200円（別途消費税及び地方消費税を加算）

国内線停留料

国内線停留料は、停留時間が6時間以上の航空機について、その停留時間24時間ごとに、航空機の最大離陸重量に180円を乗じて得た額となります。（24時間未満は、24時間として計算）

備考 （1） 国内線停留料には、別途消費税及び地方消費税が加算されます。

（2） 料金の計算に使用する重量（最大離陸重量）の単位はトンとし、1 トン未満は、1 トンとして計算します。ヤードポンド法による計量単位により重量が表示されているときは、1,000ポンド当り0.45359243トンとして換算します。